

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第一節 低所得者福祉

##### 一 世帯更生資金貸付事業・医療費貸付事業

世帯更生資金貸付事業は、低所得者に対して、更生に必要な資金を適時適切に融通し、これらの人々に生活再建の手がかりを与えることを目的とするものであり、医療費貸付事業は、低所得者で疾病にかかった者に対し、医療費を貸し付け、これらの人々が疾病—貧困の悪循環におちいることを防止しようとするものであつて、いずれも都道府県や市町村の社会福祉協議会を中心として民間の自主的活動として行なわれている世帯更生運動の一環をなすものである。これらの貸付事業の昭和三四年度の実績は、第七七表と第七八表のとおりであるが、世帯更生資金貸付事業に対しては三〇年度から、医療費貸付事業に対しては三二年度から国と都道府県が資金の補助を行なつてきており、国と都道府県の補助額を合計した三五年度までの累計額は、世帯更生資金貸付事業においては二四億円、医療費貸付事業においては一二億円に達している。

第77表 世帯更生資金貸付申込および貸付決定状況

第77表 世帯更生資金貸付申込および貸付決定状況  
(34年度)

	申込状況		貸付状況		決定比率	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
生業資金	21,865	1,052,054	14,986	644,957	68.5	61.3
支度資金	785	10,757	654	8,381	83.3	77.9
技能修得資金	158	3,123	121	2,195	76.6	70.3
生活資金	3,876	121,417	3,340	90,112	86.2	74.2
計	26,684	1,187,351	19,101	745,645	71.6	62.8

厚生省社会局調

第78表 医療費貸付資金借入申込および貸付決定状況

第78表 医療費貸付資金借入申込および貸付決定状況  
(34年度)

	申込状況		貸付状況		決定比率	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
入院	8,140	304,584	7,120	205,437	87.5	67.4
居宅	1,300	24,636	1,165	21,424	89.6	86.9
計	9,440	329,220	8,285	226,861	87.8	68.9

厚生省社会局調

これらの事業の三四年度までの実績をながめてみると、世帯更生資金貸付事業は、事業開始以来五年間

で、対象人員五万八、三六〇人、貸付金額二億九、七〇〇万円の多きを数え、医療費貸付事業は、三年を経過したばかりであるが、対象人員二万三、三二六人、貸付金額六億三、〇〇〇万円にのぼっており、これによつて更生した数々の具体的実例からみると、その効果がきわめて著しいものがあるといえよう。しかし、これらの資金の一件当りの貸付額は、特別の場合を除いて一、五〇〇円から五万円に限られていること、貸付希望者の六〇%ないし七〇%程度にしか貸付を行なうことができないことなどを考え合わせると、今後さらにこの制度の拡充整備が望まれる。

---

---

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第一節 低所得者福祉

##### 二 心配ごと相談所

最近全国各地において、市町村の地域を単位とした民間の自主的活動として「心配ごと相談所」、「悩みごと相談所」あるいは「市民生活相談所」などによる相談事業が活発に行なわれるようになってきた。これら一連の相談事業は、低所得者層の生活上のあらゆる心配ごとの相談に応じ、適切な助言や指導を行なつて、社会的悲劇の発生を未然に防ぎ、地区住民の福祉の向上をはかろうとするものである。

この相談事業は、全国の民生委員を中心に、医師、弁護士、教師その他民間各方面の専門家の協力を得て、市町村社会福祉協議会が行なう民間の社会福祉事業であるが、相談に来る人の心配ごとの内容は複雑多岐にわたつており、市町村、福祉事務所、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所、婦人相談所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、家庭裁判所その他各種関係機関との緊密な連絡がとられている。

国においてもこの事業をますます盛り上げるために、昭和三五年度から国庫補助の措置を講ずることになり、全国約一七〇か所の相談所に対して一、〇〇〇万円の補助を行ない、さらに都道府県、市町村もそれぞれ国庫補助と同額の補助をすることとなつている。この措置により、今後全国至るところに、心配ごと相談所が普及し、低所得者層に属する人々をはじめ、地区住民の福祉の向上に大いに貢献することが期待されている。

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第一節 低所得者福祉

##### 三 公益質屋

次に、低所得者層に対して、生活資金や生業資金を低利で融通する金融機関である公益質屋について述べてみよう。昭和三五年三月末現在、市町村または社会福祉法人の経営する公益質屋は、全国で八三六か所であり、民営質屋数二万一、二二〇(三四年一二月末現在)を加えた全質屋数の三・八%となつている。また、人口規模別に見た市町村における公益質屋の設置状況は、第七九表のとおりであり、小都市や市町村における普及率はきわめて低い。

第79表 市町村別公益質屋設置状況

第79表 市町村別公益質屋設置状況  
(34年3月現在)

	市			町 村	
	人口10万 以 上	人口10万 ~5万未 満	人口5万 満	人口1万 以 上未 満	人口1万 未 満
市 町 村 数	124	159	295	1,596	1,392
公益質屋設置市町村数	119	120	141	196	47
百 分 率 (%)	96.0	75.5	47.8	12.3	3.4

厚生省社会局調

厚生省で実施した「公益質屋実態調査」によつて、三三年度の活動状況を見ると、貸付資金(運転資金)は、三四年三月末現在で総額約一八億四、〇〇〇万円であるが、貸付状況は、件数にして二七〇万口、金額にして約三四億六、〇〇〇万円に達しており、一口当たり平均貸付額は一、二八一円となつていて零細な金をかなり広い範囲にわたつて利用している実態が如実に示されている。しかし、資金難のため「それでもなお多数の貸付希望者のもとにに応じられない実状にある。

このような現状によつても、公益質屋が低所得者層に対し、防貧対策として大きな役割を果たしていることを知ることができるのであるが、民営質屋の増加から見ても、国民の公益質屋に対する需要はきわめて大きいものと推測されるので、その設置に対する国の補助あるいは地方起債のわくの拡大をはかるとともに、特に、小都市や町村に対する積極的な増設が望まれている。ちなみに公益質屋の設置に対する三三年度の国庫補助額は、三〇か所分として約一、三〇〇万円が計上されるにとどまつた。

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第一節 低所得者福祉

#### 四 消費生活協同組合

厚生省で実施した「昭和三三年度消費生活協同組合実態調査」によれば、三四年三月末現在で、一、三三四の消費生活協同組合が認可されているが、そのうち実際に活動しているのは一、〇〇八の組合(地域組合五〇七、職域組合四八〇、連合会二一)であり、その組合員数は約二九〇万人、家族を合わせると約一、四〇〇万人と推定される。組合の規模は、平均約二、二〇〇人となっており、払込済出資総額は一三億八、〇〇〇万円で、一組合当たり一〇三万円、一組合員当たり四八五円の出資となっている。

消費生活協同組合は、右に述べたような組合員の出資を基礎として経営されており、組合員のために適正な価格で生活物資を供給し、必要な共同施設を設置するほか、共済事業などを行なっている。三三年度におけるこれらの事業の概況を見ると、生活物資の供給事業は、年間総事業量三〇九億五、〇〇〇万円、一組合当たり平均月事業量二二五万円で、主として食料品、衣料、家具、雑貨などを取り扱っている。また、浴場、理容所、美容所などの共同施設の利用事業の年間事業総額は、一四億五、〇〇〇万円となっており、供給事業に比べると著しく少ない。次に共済事業は、火災、死亡などの事故による損害に対する共済をその内容とするものであるが、三四年三月末現在、実働組合七四、共済加入者七二万人、共済掛金額四億五、〇〇〇万円、共済給付金一億円、契約高一、五〇〇億円に達している。

消費生活共同組合は、このような事業活動を行なうことによつて、消費者としての国民の日常生活の合理的な改善をはかる自助的な共済組織であり、ひいては低所得者層の防貧施策の一環としての役割をも果たしているが、最近の傾向としては、供給事業、利用事業を行なっている組合では、大規模経営化を進めたり、利用施設の整備をはかっていることなどが注目され、他方、共済事業を主たる事業とする組合については、国民生活の安定に伴い、その数が急激に増加していることを指摘することができる。

なお、消費生活協同組合の共同施設などの設備に必要な資金を融通するために、国と都道府県が折半負担して長期(七年)に、しかも低利(年五分以上)で資金を貸し付ける制度が二八年度からはじめられ、三三年度までのその貸付総額は二億一、三四六万円(一組合当たり平均一〇一万七、〇〇〇円)に達しているが、消費生活協同組合については、農業協同組合に対する農林中央金庫、中小企業協同組合に対する商工組合中央金庫のような系統的金融機関がないという点から考えてみても、せめてこの貸付資金を増額することが要望されるところである。

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第二節 老齡者福祉

わが国の老齡者は、「第一部 第二章 国民生活の現状」でも述べたように、国民全体に占める比率においても、絶対数においても、著しく増加する傾向を示しているが、このような傾向とともに、一方「子による扶養」という老人扶養の実態が変化していることも注目しなければならない。すなわち、戦後家族制度が廃止されて、老齡者の扶養は、親族扶養によることが当然であるという従来の考え方がしだいにうすれてきたのであるが、一方戦後の激しいインフレーションの過程における経済的窮乏が、親族による老齡者扶養を困難にし、さらに住宅問題などがからみ合い、家族構成の小規模化が促進されたという事情もあつて、老齡者に対する私的扶養の慣習は、しだいに崩壊のきざしを見せはじめているのである。さらに、今後増加する生産年齢人口を吸収しなければならないわが国の情勢を考えると、老齡者雇用の拡大をはかることもきわめて困難といわざるを得ない。このような事情から、老齡者の問題は、いまや重大な社会問題の一つとして国家的見地に立つて総合的にその対策を樹立しなければならないときに至っている。老齡者の対策としては、(1)所得の保障、(2)健康の保持、(3)社会福祉の三部門に大別することができる。このうち、所得の保障と健康の保持については、「第二章 第一節 国民年金制度」と「第七章 第一節 公衆衛生」でそのおもなものを述べるので、ここでは社会福祉の面から老齡者福祉をながめることとしよう。

老齡者の問題は、各種年金制度の充実による生活の保障だけでは解決しない。すなわち、老齡者には老齡者特有の心理があり、ともすれば社会、家族などの人間関係から孤立しがちな老齡者の精神的不安感――これが、老齡者問題の大きな比重を占めているのである。老齡者の福祉は、経済的な安定と精神的な安定をとともどもにもたらすことによつて、はじめて確立されるものといえよう。このための施策としては、老人クラブ活動や軽費老人ホームの建設、養老施設などの拡充をあげることができる。

老人クラブは、老齡者がレクリエーションや生活相談の機会をもちあう活動であるが、この活動は年とともに盛んになり、昭和三五年六号現在、全国で六、〇〇〇程度が結成されているものと推定され、その健全な発展をはかるために、国家的助成を行なうことが期待されている。次に軽費老人ホームについて述べよう。地域その他によつて相違はあるが、一人一か月の所得が約四、〇〇〇円ないし五、五〇〇円以下の老齡者であれば、生活保護法による養老施設に入所できるし、高額所得者はいうまでもなく自力で問題を解決できるが、両者の中間の階層に属する老齡者のための施策はほとんど行なわれていない。すなわち、有料老人ホームの数は、三五年七月末現在全国で二七か所を数え収容定員約一、〇〇〇人となつているが、これらの多くは相当高額の経費を必要とするので、広く一般の老齡者が利用できるまでには至っていないのである。このようなところから、三五年度に、はじめて厚生年金の還元融資から約五、〇〇〇万円をふりむけて軽費の老人ホーム一か所が、設置されることになつたが、この種の経費の老人ホームを今後数多く建設することが望まれている。このほか、老齡者の福祉対策としては、大阪、神戸、名古屋の各市など一部に実施されている老齡者世帯に対する家庭奉仕員制度や、静岡、大阪などで好評を得ている老人保養所も、一段の普及が期待されるし、また、すでに「第一章 公的扶助」で述べたように、被保護者のための養老施設についても、その増設を行なう必要がある。

以上見てきたとおり、老齡者に対する福祉対策の現状からいえることは、老齡者福祉の問題は、今後に残されているところがきわめて大きいということである。最近、「としよりの日」を中心として、老齡者福祉に対する関心が、しだいに国民の間に盛り上がりつつあることは好ましい傾向といえるが、これを背景として、積極的に老齡者に対する福祉対策を推進しなければならない。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第三節 精神薄弱者福祉

わが国における精神薄弱者の数は今のところ全国的な統計がないため、正確にはは握されていない。やや古い資料であるが、昭和二九年厚生省が実施した「精神衛生実態調査」の結果によれば、重度精神薄弱者(知能指数おおむね五〇以下)は約五八万人いると推定されており、これに軽度の者を加えると二五〇万人ないし三〇〇万人にのぼるのではないかとわれている。これら精神薄弱者は、単に知的な欠陥だけでなく、感情、意思の面においても障害を伴うものが多く、その大部分の者が、家庭や社会に放置されたままになつていたので、本人や家庭の不幸もさることながら、種々の犯罪など社会悪の原因ともなつて、重大な社会問題の一つに数えられている。しかしながら、精神薄弱者のうちには、適当な施設に收容し、一貫した指導訓練を行なうことによつて、ある程度の技術的作業を習得させれば、社会生活にも適応し、自立して生活を営む可能性のある者も少なくないといわれている。

ところで、精神薄弱者のうち、一八才未満の児童については、従来から児童福祉施設への收容などによる福祉計画が行なわれてきたのであるが、成人の精神薄弱者については、そのきわめて小数の者が精神衛生法による公費負担の措置によつて精神病院に收容保護され、あるいは生活保護法の適用を受けて保護施設に收容されているにすぎなかつたのである。以上のような状況から、ここ数年来、成人の精神薄弱者に対する福祉対策の樹立が各方面から要望されていたが、三四年度に、はじめて国庫補助による公立の精神薄弱者援護施設が設置されることになり、さらに、三五年三月三十一日には精神薄弱者の更生を援助するとともに、必要な保護を行なつて、その福祉の向上をはかることを目的とした「精神薄弱者福祉法」の成立を見るに至つたのである。

以下、この法律を中心に精神薄弱者の福祉対策について述べてみよう。

まず、精神薄弱者を援護する機関は、都道府県知事または市町村長とされており、その第一線機関は、のちに述べる福祉事務所となつている。そして、そこには精神薄弱者福祉司という専門職員が配置され(都道府県では義務設置、市町村では任意設置)、精神薄弱者のよき相談相手となる。この福祉司は、単に精神薄弱者の相談に応ずるだけでなく、職場の開拓、医療機関、教育機関、援護施設などへの紹介、就職後のアフターケアについても指導することになつていたのであつて、発足したばかりの精神薄弱者福祉対策が今後進展するか否かは、精神薄弱者福祉司の活躍いかんによるともいえよう。

しかし、精神薄弱者の問題はきわめて複雑であり、精神薄弱者福祉司だけでは、とうてい処理できない面もあるので、さらに専門的機関として精神薄弱者更生相談所が、各都道府県に一か所以上設置されることになつている。この相談所には、精神科の医師「心理判定員、職能判定員などの専門職員が配置され、それぞれ専門的な見地から、医学的判定や知能検査その他による心理学的判定や職業能力、適正検査などの職能的判定を行ない、これらを総合して福祉計画を決定し、本人とその家庭を指導することになつている。

次に、精神薄弱者に対する福祉措置としては、施設援護がある。施設援護は、精神薄弱者に対する福祉施策として最も重要なものであるが、援護施設の現状は、地方公共団体の設置するものと社会福祉法人その他のいわゆる民間の設置するものとの二種に分かれ、三五年九月現在におけるその数は、公立は建設中のものを含めて六か所(收容定員四二〇人)にすぎず、民間施設も一四か所(收容定員六二〇人)にとどまつており、施設へ入所させる必要のある者に比してはるかに少ない状況である。

最後に、精神薄弱者に対する福祉措置の一つとして、職親への委託がある。これは、精神薄弱者の保護

と指導訓練について、真に理解と愛情をもっている者に、精神薄弱者を預けて、社会復帰に必要な生活訓練と職業訓練を行なつてもらおうとする制度である。

以上が、精神薄弱者福祉法によつて行なわれる福祉措置のおもなものであるが、法律施行以来ようやく半年を経過したばかりであり、その成果は今後に期待しなければならない現状である。なかんずく、福祉措置のうちで最も重要な援護施設のすみやかな整備充実が望まれる。

---

---

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第四節 身体障害者福祉

身体障害者福祉法は、身体に障害のある人々の自立更生を援助し、更生のために必要な保護を行なつてその福祉の向上をはかることを目的として、昭和二五年四月から施行され、本俸をもつて満一〇年を迎えた。この間における援護の対象者を見ると、初年度において約一二万一、〇〇〇人であつた身体障害者手帳所持者(一八才未満の者を除く。)は、三五年六月末現在で、約七二万四、〇〇〇人(し体不自由者約四五万一、〇〇〇人、視覚障害者約一六万人、聴覚または平衡機能障害者約一〇万人、音声または言語機能障害者約一万三、〇〇〇人)を数えるに至つており、この法律のもとに身体障害者の福祉対策は、一応順調な成果をとげてきたといふことができよう。

ところで三四年五月、身体障害者手帳所持者に対して、厚生省と労働省で行なつた「身体障害者就業実態調査」によれば、身体障害者が家計中心者となつている世帯は五一・九%を占め、また、本人の収入については、第八〇表に見られるとおり「一万円に満たない者(無収入を含む。)は男子六一・九%、女子は実に九六・七%を占め、身体障害者全体のうち、一万円以上の収入を得ている者は、わずかに二八・八%も数えるにすぎず、その反面、無収入の者が三九・〇%も占めていることがわかる。このことから示されるように、身体障害者の福祉の向上をはかるには、一方において所得保障のみを講ずるとともに、他方において身体障害者の職業能力や生活能力を可能な限り回復させ、すみやかに社会に順応しうるようにすることが必要である。この前者に対する施策の一つとしては、「第二章 年金制度 第一節 国民年金制度」、で述べたとおり、身体障害者福祉年金の支給があげられるが、これは三五年七月に成立した「身体障害者羅雇用促進法」と相まつて、ここ一年間における身体障害者の福祉対策を飛躍的に発展させたものといふことができよう。以下においては、年金による所得保障の対策を除いた身体障害者に対する福祉対策について、概略を述べることにする。まず、身体障害者の更生援護の第一線機関は、のちに述べる福祉事務所であるが、三五年七月一日現在一、〇一〇の福祉事務所に一、〇一〇人の身体障害者援護のための専門職員である身体障害者福祉司が配置されて、身体障害者の更正援護についての技術的指導にあたつている。しかしながら、この身体障害者福祉司のうち、五六五人は、五六五人は他の職務と兼任しているような状況であつて、今後専任の職員の充実とその資質の向上をはかることが必要とされている。また、都道府県ごとにおかれていた身体障害者更生相談所は、身体障害者更生援護の技術的な指導と科学的な判定の中心機関であるが、身体障害者の更生援護の措置は、医学的更生や心理学的更生あるいは職業的更生などの方策が一体となつてはじめて、その効果をあげることができるので、相談所には、医師や心理・職能判定員などが配置され、専門的な判定と指導を行なうこととなつている。三四年度における相談所の取扱い件数は、八万六、七一五件で一か所平均一、七三四件にのぼつている。

第80表 身体障害者の勤労収入別分布

第80表 身体障害者の勤労収入別分布  
(34年5月)

(単位：%)

	総数	なし	2,000円	2,000	4,000	6,000	8,000	10,000	14,000	20,000	32,000円
			未 満	～ 3,999円	～ 5,999円	～ 7,999円	～ 9,999円	～ 13,999円	～ 19,999円	～ 31,999円	以 上
男	100.0	29.0	3.5	7.2	8.1	7.6	6.5	13.9	10.9	10.7	2.6
女	100.0	66.3	7.1	10.4	7.1	4.3	1.5	1.8	0.8	0.6	0.1
計	100.0	39.0	4.4	8.1	7.8	6.7	5.2	10.6	8.2	8.0	2.0

資料：厚生省、労働省「身体障害者就業実態調査」による。

身体障害者の更生援護の措置のうち重要なものは、更正医療の給付や補装具の交付とその修理であつて、これらは身体障害者福祉法と戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて行なわれている。更生医療とは、再手術その他の医療によつて障害を除去し、またはその程度を軽減して、転業能力を増進させ、または日常生活を容易ならしめるものであり全国で四七四か所(眼科二三一か所、耳鼻咽喉科二二四か所、整形外科四〇〇か所、中枢神経科四九か所、脳神経外科一一か所)の専門的医療機関が厚生大臣の指定を受けて、高度の医学的技術を駆使してこれにあたつている。三四年年度の更生医療の給付件数は一、四五一件(一般身体障害者に対するもの一、一六〇件、旧軍人・軍属に対するもの二九一件)であり、その医療費は約五、四〇〇万円になつている。次に、身体障害者の肉体的欠損を補い、職業能力と生活能力の回復をはかることを目的とした補装具の支給があるが、三四年年度に交付し、または修理した件数は三万四、九四〇件(一般身体障害者に対するもの三万三、〇三八件旧軍人・軍属に対するもの一、九〇二件)、費用は約二億五、四〇〇万円にのぼつている。

さらに、身体障害者が経済的に自立し、正常者と等しく社会生活を営んでいくためには、職業的な更生、すなわち身体障害者を適職につかせるための措置が必要である。これは自営業の奨励と雇用の問題に分かれる。まず、自営業の奨励としては、公共施設内の売店の設置、たばこ小売人の優先指定が行なわれているが、営業資金の面において、世帯更生資金、国民金融公庫による更生資金の利用のみちがあるとはいうものの、これだけでは不じゆうぶんであり、身体障害者独自の更生資金の制度を設けることが強く望まれている。次に、身体障害者の雇用については、労働行政の一環として行なわれ、全国八か所の身体障害者職業訓練所(収容定員一、一六〇人)の三四年年度の修了生は、一、〇二六人を数えており、また、公立職業安定所の就職のあつ旋状況の三四年年度の実績は、求職登録者八、八五〇人に対し、五、六二〇人が就職しており、その就職率は六三・五%となつていて、一般の就職率(約七〇%)に比べるとやや低い。なお、前述したように三五年七月、身体障害者が適当な職業に雇用されることを促進して、その職業の安定をはかることを目的とした「身体障害者雇用促進法」が成立し、国、地方公共団体、民間の事業所のいずれについても雇用義務が規定され、さらに、事業主に委託して行なう適応訓練や重度障害者の雇用の促進などについても規定したことは、この面における大きな前進を示したものである。

最後に、身体障害者の更生援護施設についてみると、三五年九月末現在の施設数と収容定員は、第八一表のとおりとなつている。このうち、し体不自由者更生施設は、し体不自由者を収容して更生に必要な治療と訓練を行なう施設であり、失明者更生施設は、失明者を収容して更生に必要な知識・技能を与える施設であり、ろうあ者更生施設は、ろうあ者の更生に必要な治療と訓練を行なう施設であり、また、身体障害者収容授産施設は、雇用されることが困難な身体障害者や生活に困窮する身体障害者を収容して必要な訓練を行ない、職業を与えて自活させるための施設である。なお、今後の課題としては、重度の身体障害者に対する授産施設の設置をはじめとして、各種の更生援護施設の整備拡充が望まれている。

第81表 種類別更生援護施設

第81表 種類別更生援護施設  
(35年9月末)

	国 立		地方公共 団 体 立		社会福祉 法 人 立		計	
	数	定員	数	定員	数	定員	数	定員
し 体 不 自 由 者 更 生 施 設	か所 1	人 150	か所 41	人 1,480	か所 -	人 -	か所 42	人 1,630
失 明 者 更 生 施 設	3	720	2	70	1	30	6	820
ろ う あ 者 更 生 施 設	1	100	1	20	-	-	2	120
身 体 障 害 者 収 容 授 産 施 設	-	-	19	580	11	370	30	950
補 装 具 製 作 施 設	15	-	26	-	-	-	41	-
点 字 図 書 館	1	-	8	-	-	-	9	-
点 字 出 版 施 設	-	-	2	-	-	-	2	-

厚生省社会局調

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第五節 婦人保護

昭和三二年四月以来、売春防止法が施行されているにもかかわらず、現在でもなお、売春婦は姿を消さず、警察庁保安局の調べによると、三四年一年間に、売春関係事犯の全国の総検挙件数は二万二、九五四件、検挙人員は二万一六七人(男二、四三八人、女一万七、七二九人)を数え、そのうち勧誘などの事犯について一万四、二一七件、一万四、一四九人、その他の売春助長事犯については六、九三七件、五、四五一一人となつていて、いぜんとして売春行為があとをたたないことを知るのである。

さて、婦人保護事業は、これら売春を行なうおそれのある女子、いわゆる要保護女子の保護更生をはかることを目的とするものであり、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設などの活動を中心として行なわれるものであるが、以下その現状と問題点について述べてみよう。

婦人相談所は、都道府県の行なう婦人保護更生事業の中核となる機関であり、更生相談に応じるとともに、医学的、心理学的、職能的判定を行なつているが、現在、全国都道府県に一か断ずつ計四六か所が設置されている。三四年度の相談件数は、約一万六、〇〇〇件(うち新規の者一万件、再来の者六、〇〇〇件)となつており、これら来所者に対する措置状況は、第八二表に示すとおり、・収容保護、家庭送還、就職、自営の順となつている。次に、相談件数の内訳によつて、注目すべき点をあげておこう。まず、本人が積極的に相談を持ち込んだケースが全件数の四五・二%となつていること、さらに、自発的な来所者のうち五五・二%の者が相談所への再来者であるということは、更生の意思のある者が相当にあるにもかかわらず、更生へのみちが至難であることを物語つている。次に、これら相談に来た者のうちすでに売春経験のある者は、約九、〇〇〇人を数えるが、これらの者の転落の動機を見ると、第一位は生活苦のためであつて、四六・七%を占め、これについて、誘惑の一二・六%、家庭不和の九・一%、好奇心の七・六%などとなつており、また、相談所に来た者の主訴は、生活相談が一七・〇%で最高位を占め、ついで、婦人保護施設入所(一六・一%)、就職(一三・九%)、帰郷、帰宅の相談(一三・二%)の順になつていて、売春の最も大きな原因が貧困にあることを示している。さらに、知能程度の中以下(知能指数一〇〇以下)の者が八六・六%で、そのうち知能指数七〇以下の精神薄弱者が三八・六%を占めていること、また、婦人の保護更生上の最も大きながんといわれている「ひも」のある者が全体の一九・四%であつて、しかもそれが夫(情夫を含む。)であるものが七一・九%を占めていることなどが注目される。

第82表 婦人相談所における処理人員

第82表 婦人相談所における処理人員  
(34年度)

	家庭へ送還	就職自営	結婚	福祉事務所 婦人相談員 へ移送	他の関係 機関へ移 送	婦人更 生資金 の貸付	収容 保護	その他	計
人員(人)	2,295	1,230	77	1,172	1,075	232	2,696	7,258	16,035
百分率(%)	14.3	7.7	0.5	7.3	6.7	1.4	16.8	45.3	100.0

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例、社会福祉統計」による。

(注)「その他」は助言、指導などである。

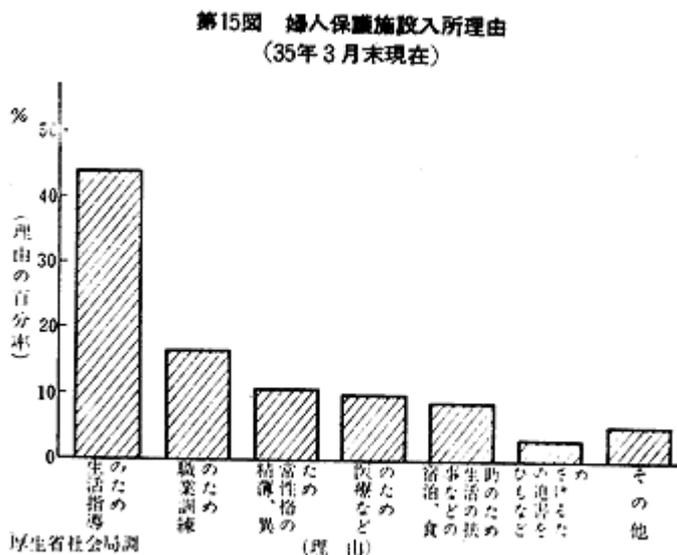
なお、婦人相談所に付置されている一時収容施設は、適切な指導や処理をするために、必要に応じて一時的に収容保護する施設であるが、収容定員八六三人で、三四年度中の一時保護の状況は、入所六、三

〇〇人、退所六、二七〇人で、延べ入所人員は六万二、八二七人となっており、そのうち約八〇・一%が入所期間二週間以内で、婦人保護施設への入所、家庭への送還などの措置がとられている。

次に、婦人相談員は、三五年七月末現在、都道府県と市(都道府県は義務設置、市は任意設置)とを合わせて四五六人の配置を見、要保護女子の発見、相談、指導にあたっている。三四年度における取扱件数は、約二万三、〇〇〇件であつて、婦人相談員一人当たり平均五〇・八件の割合となつている。

第三に、婦人保護施設は、要保護女子を収容して保護と更生の指導を行ない、自立更生させることを目的とするものであるが、三五年七月末現在、全国都道府県に六六か所設置され、収容定員は二、四五〇人となつている。そして、収容者数も施設の整備とともに毎年増加し、三五年六月末現在の在所人員は一、五一五人となり、三四年三月末の一、一五〇人に対し、三〇・九%の増となつている。なお、三四年の状況を見ると、年間の入所人員三、一〇八人に対して、退所人員は二、七九七人となつている。三五年三月末現在で収容している者について入所の理由をあげると、第一五図のとおりであるが、まず生活の指導からはじめていかなければならないという者が一番多く、ここにもこの事業の困難さが見られる。また、在所期間も、施設開設後日が浅いにもかかわらず、一年以上が二九・二%、そのうち三年以上が六・〇%というように長期収容者が増加していく傾向にあり、収容者の知能程度は、相談所来所人員と同様に、中以下(知能指数一〇〇以下)の者が八七・六%、そのうち精神薄弱者(知能指数七〇以下)は三三・四%を数えている。さらに、三四年度中に退職した者の理由を見ると、就職した者または結婚した者、すなわち自立更生したと見られる者が二五・七%であるのに対し、無断退所者が二三・六%もあることが注目される。なお、このほか、帰宅が二八・五%を占めている。最後に、とれら要保護女子に対する婦人更生資金の貸付は、経済的自立の促進を目的として行なわれており、生業資金、支度資金、技能習得資金、生活資金の四種があるが、三四年度の婦人更生資金の貸付状況は、六二二件、二、二七〇万円となつている。

第15図 婦人保護施設入所理由



以上、婦人保護の状況を述べてみたが、さきにも見たとおり、売春防止法施行後三年余を経た現在、なおいぜんとして売春が存在し、ことに大都市を中心に、検挙件数の上からは増加の傾向すら示しており、この問題の解決のためには、国民の強い協力が望まれるのである。さらに、要保護女子のうち、精神薄弱者、精神異常者が相当多数を占めていることは、婦人保護施設を中心とした生活訓練や職業訓練が、従来のように一律なものでなく、能力に応じてやり方を変えていく必要のあることを示している。また、この事業は、売春防止法による「性行または環境にてらして売春を行なうおそれのある女子」の保護、更生であり、すでに転落した婦人の保護、更生だけでなく、再転落の防止と、さらに一般的な婦人の転落防止に関する対策をはかることも必要であり、婦人相談所や婦人相談員も、これに即応して幅の広い活動を行なうことが期待される。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第六節 災害救助

「災害は忘れたころにやってくる。」とは古来からのことわざであるが、最近では、忘れたどころか、まだ完全に災害復旧も終わらないうちに再び災害をこうむる例がしばしばある。わが国は、四面海に囲まれ、台風の進路にも当たっているため、毎年風水害がきわめて多いうえに、地震や火事による災害も決して少なくない。特に、近年の災害は、特定地域だけでなく全国各地に発生し、その被害も広範囲にわたったり、深刻なものになつてきているので、これに対する対策の確立が強く要望されているが、これらの災害に伴う被災者の応急救助をはかるものとして、災害救助法がある。災害救助法の特色としては、第一に、災害の規模が、被災者の生活と社会秩序を混乱におとしおとす程度のものである場合に行なわれること、第二に、非常災害時における応急的、一時的救助であつて、いわゆる災害復旧対策や最低生活の保障を行なう生活保護とは異なるものであること、第三に、国の責任において地方公共団体、日本赤十字社その他の団体や一般国民の協力のもとに行なわれることなどがあげられる。

また、救助その他緊急措置の適切円滑な実施をはかるための組織として、内閣総理大臣を会長とし、関係各大臣や学識経験者をもつて構成されている中央災害救助対策協議会が設けられており、東北北海道、関東、東海北陸、近畿、中国、四国、九州の七地区には地方災害救助対策協議会があり(昭和三四年九月より実施)、さらに各都道府県には都道府県災害救助対策協議会がおかれている。救助の実施機関は、都道府県知事であり、市町村長はその救助事務を補助し、または委任を受けて救助の実施にあたり、さらに、日本赤十字社は、救助の実施機関の委託を受けて医療などの救助を行なうことになつているが、都道府県では、平時においても災害救助業務体制を確立し、非常事態に応じうる救助計画の確立と訓練を行ない、準備態勢の万全を期することになつている。

次に、災害救助法による救助は、すべての災害について適用されるのではなく、災害の範囲が一または二以上の都道府県の全部または一部にわたる場合と、これに該当しないが多数の者が同一の災害にかかった場合(たとえば、人口五万ないし一〇万の市で、全壊、全焼、流失などにより、住宅の滅失した世帯が八〇世帯以上の場合など)に行なわれることになつている。三四年度におけるその適用状況は、第八三表のとおりであるが、救助の種類としては、(1)収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与、(2)たき出しその他による食品の給与と飲料水の供給、(3)被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与、(4)医療と助産、(5)災害にかかった者の救出、(6)災害にかかった住宅の応急修理、(7)生業に必要な資金、器具または資材の給与または貸与、(8)学用品の給与、(9)埋葬、(10)死体の捜索と処理、(11)災害によつて住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木などで日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去などがあるが、救助の程度、方法、期間については一定の限度が定められ、その範囲内で救助が行なわれている。

第83表 災害救助法適用状況

第83表 災害救助法適用状況  
(34年度)

	被災 件数	適用市 町村数		被災 件数	適用市 町村数
北海道	6	14	滋賀	2	19
青森	3	4	京都	2	22
岩手	1	1	兵庫	2	18
秋田	2	2	奈良	1	19
群馬	2	34	和歌山	1	16
千葉		2	鳥取	1	9
東京	1	2	山口	1	8
新潟	1	6	徳島	1	3
富山	1	1	高知	1	2
石川	1	4	福岡	1	17
福井	2	14	佐賀	1	1
山梨	2	97	長崎	3	21
長野	5	127	熊本	1	4
岐阜	2	101	大分	1	2
静岡	3	31	宮崎	2	2
愛知	1	105	鹿児島	2	4
三重	2	77	合計	58	787

厚生省社会局調

なお、災害救助に関する費用は、都道府県が支弁し、国は、これに対して都道府県の財政規模に応じて負担することになっているが、三四年度は、伊勢湾台風というかつてない災害があつたため、救助費概算額は実に五五億四、〇〇〇万円で、このうち国庫負担概算額は、四五億八、〇〇〇万円に及び、制度発足以来の最高を示している。

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第七節 社会福祉機関その他

##### 一 福祉事務所と民生委員

##### (一) 福祉事務所

福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法のこれまでのいわゆる福祉三法に新しく制定された精神薄弱者福祉法を加え、この福祉に関する四つの法律を中心とした社会福祉行政を行なう第一線機関であり、その数は、昭和三五年七月一日現在、郡部を管轄区域とする都道府県の設置するものが三六七か所、市部を管轄区域とする市の設置するものが六四一か所、そのほか町村の設置するものが二か所で、合計一、〇一〇か所(都道府県、市においては義務設置、町村においては任意設置である。)となつている。

この福祉事務所には、前述の福祉に関する四つの法律に定める援護、育成または更生の措置に関する事務を担当する現業員、現業員の指導監督の任にあたる査察指導員、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司などが配置されているが、これらの職員の定数、資格については、それぞれ法定されているにもかかわらず、その充足状況はきわめて不良である(第八四表参照)。

第84表 福祉事務所職員設置状況

第84表 福祉事務所職員設置状況  
(35年4月1日現在)

		総数	市部	郡部
指 導 員	(A) 法定数	1,429	891	538
	(B) 現在員	1,262	814	448
	(C) 有資格者	1,106	685	421
	(D) 充足率 $\frac{(C)}{(B)}$	88.3%	91.3%	83.3%
	(E) 有資格率 $\frac{(C)}{(A)}$	87.6%	84.1%	93.9%
	(F) 割合 $(D) \times (E)$	77.4%	76.8%	78.2%
現 業 員	(A) 法定数	8,230	4,822	3,408
	(B) 現在員	7,661	4,799	2,862
	(C) 有資格者	5,238	3,167	2,071
	(D) 充足率 $\frac{(C)}{(B)}$	93.1%	99.5%	84.0%
	(E) 有資格率 $\frac{(C)}{(A)}$	68.3%	65.9%	72.3%
	(F) 割合 $(D) \times (E)$	63.6%	65.6%	60.7%

厚生省社会局調

なお、二八年度から福祉事務所における現業員、査察指導員に対して、危険手当が支給されることになつてしたが、さらに、三五年度からは、これらの職員のほか、身体障害者福祉司、児童福祉司をも含めて、給料月額のおよそ5%の特殊勤務手当を支給する措置が講じられた。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第七節 社会福祉機関その他

##### 一 福祉事務所と民生委員

##### (二) 民生委員

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村の区域におかれる社会福祉事業の分野における民間篤志家であり、「第三章第一節低所得者福祉」で述べた世帯更生運動や心配ごと相談所活動の中核的存在となつている。すなわち、区域内の被保護階層をはじめとして、ひろく低所得者層に対して、社会奉仕の精神をもつて、その自立更生に、心要な援助、指導を行なうことを職務とするものであるが、さらに福祉事務所その他関係機関の協力機関ともなつている。また、民生委員相互の連絡や研修を行ない、福祉事務所や社会福祉協議会と有機的、組織的に連携して活動の万全を期するために、市町村ごとに、民生委員協議会を組織することになつているが、昭和三五年三月一日に民生委員法の改正があつて、この民生委員協議会に、代表者として総務がおかれることになり、これによつて、民生委員の活動がますます活発に行なわれることが期待されている。

これら民生委員は、三年ごとに改選されることになつており、三四年一二月に都道府県知事の推せんに基づいて、厚生大臣によつて、一二万二、五三二人が委嘱されたが、三五年九月末現在、その数は一二万四、三八三人となつている。この改選状況をみると、新任者が三一・二%で、他は再任となつており、男女別では、婦人民生委員が二三・六%を占め、年齢別にみると、五〇才台が四〇・五%で最も多く、ついで六〇才台(二七・九%)、四〇才台(二二・〇%)の順となつている。前回と比較して今度の改選の特徴は、婦人委員が増加して、清新の雰囲気を与えたことであろう。

最後に、三五年度に、民生委員全員に民生委員き章が配布されることになり、さらに、民生委員のうち特に社会福祉の増進に貢献した一〇〇人を選んで、功労章が送られることになつたことを付記しておく。

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第七節 社会福祉機関その他

##### 一 福祉事務所と民生委員

##### (三) 社会福祉関係者の教育

---

わが国社会福祉質業の進展と拡充に伴い、高度の専門的知識と技術をもつ福祉関係職員の心要性は、年とともに強まり、この要請にこたえるため、現在、福祉関係職員を養成する四年制大学二校(東京、名古屋—ともに定員は一学年につき一〇〇人ずつとなつている。)と短期大学二校(大阪、仙台—定員は一学年につきそれぞれ八〇人と五〇人である。)の専門教育機関が設置されており、さらに東京、大阪と仙台の各大学では、一年コースの研究科も設けられている(定員は、東京は一〇〇人、大阪は三〇人、仙台は一〇〇人である。)。なお、このほか、厚生大臣の指定する社会福祉主事の資格認定講習会においても養成が行なわれ、三四年度は一、二六七人が講習を完了した。

---

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第七節 社会福祉機関その他

##### 二 社会福祉協議会と共同募金

###### (一) 社会福祉協議会

社会福祉事業は、国、都道府県、市町村によつて行なわれる公的社会福祉事業の分野だけでは、その目的をじゆうぶんに果たすことはできず、民間の独創的な、あるいは補完的な活動があつてこそ、はじめてその成果をあげることができる。このような民間社会福祉事業の中心となる組織として、社会福祉協議会がある。この協議会は、一定の地域社会において、ひろく社会福祉事業の公私関係者や地域住民が参加して、その地域の社会福祉の諸問題について調査し、協議を行ない、対策を立て、さらに実践することによつて、当該地域社会の福祉を増進していく民間の自主的な組織である。具体的には、低所得者層のための世帯更生運動や相談活動、児童の健全育成、老人・身体障害者・精神薄弱者の福祉の増進、住民の健康増進、スラム・同和地区における生活環境の改善など広範囲な分野にわたる活動を行なつていゝる。社会福祉協議会には、都道府県の区域を単位とするものと郡市町村の区域を単位とするものがあるが、中央には、全国を単位とする全国社会福祉協議会が組織されている。最近におけるその結成状況は、第八五表のとおりである。

第85表 社会福祉協議会結成状況

第85表 社会福祉協議会結成状況  
(35年3月末現在)

	総数		結成率
	か所	か所	%
郡	435	433	99.6
市	553	541	97.6
区	84	83	99.8
町 村	2,976	2,766	90.4

全国社会福祉協議会調

(注) このほか、都道府県社会福祉協議会46、全国社会福祉協議会1がある。

これら社会福祉協議会のうち、地区住民の直接的参加という形をとつている市町村社会福祉協議会については、その結成率は九〇%をこえてはいるものの、その活動は、一部を除いては概して不活発で、自主的な活躍を見せておらず、それどころか、極端にいえば看板だけを掲げているところもあるような状況で、制度発足以来すでに一〇年になろうとしている現在、その組織活動の拡充、強化が急務とされている。このためには、あるいは専任職員の設置、あるいは財源の充実などの必要性があげられているが、何よりもまず、地域住民の積極的参加による民間社会福祉事業の必要性を再認識することから検討しなければならないといえよう。

厚生白書(昭和35年度版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第七節 社会福祉機関その他

##### 二 社会福祉協議会と共同募金

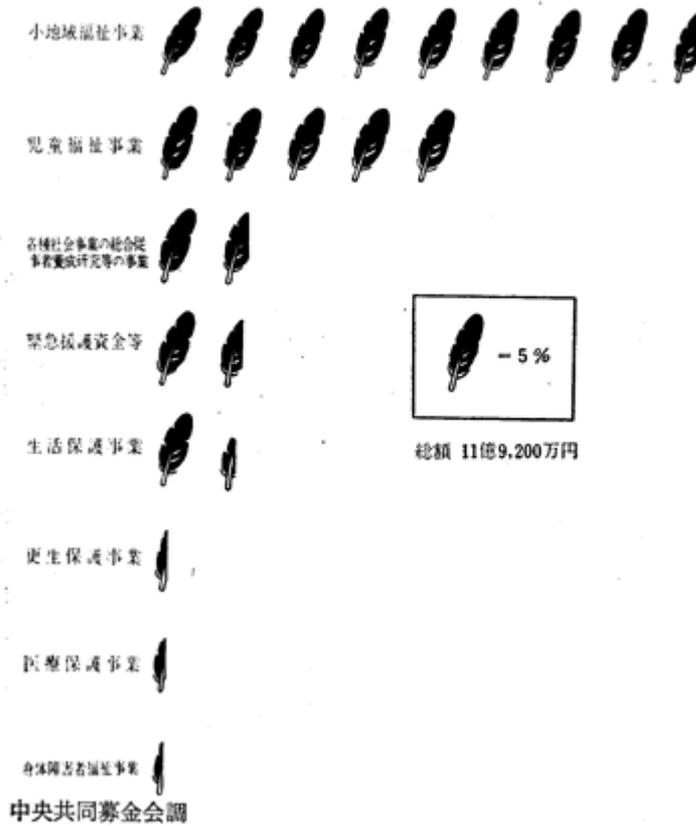
###### (二) 共同募金

共同募金は、民間社会福祉事業の財源調達の最も有力な方法として、都道府県単位に行なわれる寄付金募集のしくみであり、いわゆる赤い羽根の名のもとに、「国民助け合い運動」として年々進展を見てきたところである。

昭和二二年事業開始以来、一三年を経過した共同募金は、国民の相当数の支持を受けて今日に至っているが、最近積極的な分野を開拓しようとしている民間社会福祉事業の機運にこたえ、事業発足以来横ばい状況が続けている募金額の増強をはかるために、三四年度から「倍加運動」として強力に募金運動が展開されるに至った。すなわち、従来の共同募金の実施期間が一か月であつたのを、三か月(一〇月一日から一二月三十一日まで)に延長すると同時に、法人に対する寄付の勧誘を積極的に行なうことになつたのである。なお、この募集期間の延長とともに、これまで毎年行なわれていた「歳末助け合い運動」は、共同募金の一環として行なわれることになつた。三四年度における共同募金の実績額は、前年度より多く、目標額約一三億六、〇〇〇万円に対して、約一四億円(その他歳末助け合い運動は、目標額二億二、〇〇〇万円に対し、二億九、〇〇〇万円となつている。)で、達成率は一〇三・〇%という好成績を示しており、一世帯平均寄付額は七〇円となつている。これを募金方法別にながめてみると、戸別募金が七五・九%、街頭募金が五・六%、法人募金が八・六%、学校職域募金が二・八%などとなつているが、主眼をおいた法人募金は、前年度に比して、約三%の増加を示しているとはいえ、アメリカの三五・二%(一九五七年、アメリカ共同募金会資料)に比較すると、まだまだ低調であつて、今後法人募金の強力な推進が必要とされている。また、三四年度の共同募金の配分の実績は、第一六図に示すとおり、小地域福祉事業、児童福祉事業がおもなものとなつている。なお、三五年度は、共同募金倍加運動の第二年目にあたるが、目標額は、約一五億五、五〇〇万円となつており、法人募金として、三億円前後が予定されている(歳末助け合い運動の目標額は、約二億四、〇〇〇万円となつている。)

#### 第16図 共同募金配分額の施設団体別内訳

第16図 共同基金配分額の施設団体別内訳  
(昭和34年度)



## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第七節 社会福祉機関その他

##### 三 社会福祉事業振興会

戦後、わが国の社会福祉事業は、対象者の激増などに直面し、各種施設の修理、改造、拡張や設備、機械、器具の整備などが緊急な問題となつたが、民間社会福祉事業に対する寄付あるいは助成は、きわめて限られたものになり、資金需要に応ずることができない状況にあつた。このような実情から、これら拡張、修理に要する資金または施設経営に必要な資金を貸し付け、社会福祉事業の振興をはかることを目的として、社会福祉事業振興会が昭和二九年に設置された。

この振興会は、全額政府出資となつており、発足以来三五年度までの出資額の累計は、六億一、〇〇〇万円に達している。三四年度における社会福祉事業振興会の活動状況をみると、借入申込件数一八三件、約三億九、〇〇〇万円に対し、貸付決定は、一二八件、約二億四、〇〇〇万円で、申込に対する貸付の比率は、一件数で七〇・〇%、金額で六一・六%にすぎず、多数の借入申込者の希望が満たされていない実情にあるので、さらに出資額の増額が必要とされるのである。この貸付金の業種別貸付件数と金額は、第八六表のとおりであり、一件当たり平均貸付額は、一八六万円逐年増加の傾向にあるが、最高貸付額は五〇〇万円、最低貸付額は一五万円となつており、一般的に零細な貸付が多い。また、この貸付金の使途は、施設の拡張が件数で一八・〇%、拡張と整備を複合するものが一五・六%、拡張と改造を複合するものが一二・五%となつていて、拡張が過半数を占めている。なお、この貸付金の利率は年五分一厘、償還期限は一〇年以内である。五年の償還期限で申し込みのものが五一・九%で首位を占め、一〇年、八年、六年がこれについているが、総体的には長期間の借入れ申込みが多くなつているのが最近の特徴といえる。

第86表 社会福祉事業振興会による業種別資金貸付状況

第86表 社会福祉事業振興会による業種別資金貸付状況  
(34年度)

	件数		金額	
	件	百分率 %	千円	百分率 %
保護施設	42	32.8	91,420	38.4
児童福祉施設	57	44.5	73,670	30.9
身体障害者 更生援護施設	4	3.1	4,750	2.0
更生保護	2	1.6	1,750	0.7
公益質屋	1	0.8	1,500	0.6
社会福祉事業法による 施設および事業	19	14.8	52,250	22.0
その他	3	2.4	12,900	5.4
合計	128	100.0	238,240	100.0

厚生省社会局調

厚生白書(昭和35年度版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第八節 引揚者・未帰還者・戦争犠牲者の援護

---

戦後一五年を経過した今日、国民の生活水準も戦前をこえてしだいに上昇しており、厚生行政の方向も、戦争による影響からしだいに脱しつつあるが、未帰還者やその留守家族、戦傷病者、戦没者遺族などに関する限りは、「まだ戦後は終わっていない」のであり、種々の問題が残されているのである。

以下、その概要について述べてみよう。

---

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第八節 引揚者・未帰還者・戦争犠牲者の援護

##### 一 引揚げの状況

太平洋戦争の終結に伴う海外からの軍人の復員や在外邦人の引揚げは、そのほとんどが国の庸船による集団引揚げの形をとって行なわれ、昭和三四年一二月末までに約六二八万八、〇〇〇人が帰国し、その大部分が完了したものと思われるが、最近は、便船を利用した個別引揚げの形をとるものが増えてきている。三四年四月から三五年一二月までの引揚げの状況は、第八七表のとおり、各地区から少数のグループによる引揚げの形をとっており、今後も樺太の約二〇〇人を除いたその地域の者は、全国の港に來航する便船によつて散発的に引揚げてくるのが予想されるので、上陸地における引揚者の応急援護業務について、三五年六月以降は全国の検疫所において取り扱うこととして、引揚者の援護にあたつて

第87表 引揚人員数

第87表 引揚人員数  
(単位：人)

		ソビエト	中共	南朝鮮	南方	計
34年	4～6月	-	-	-	-	-
	7～9	18	3	2	32	55
	10～12	-	8	17	-	25
35年	1～3月	-	10	1	3	14
	4～6	-	13	13	71	97
	7～9	-	14	5	1	20
	10～11	2	8	-	-	10
合計	20	56	38	107	221	

厚生省引揚援護局調

(注) 35年11月は、11月4日までの状況である。

引揚者に対する援護としては、まず上陸地において、応急的に帰還手当その他の援護金品や医療を給付し、帰郷地までの輸送を行ない、定着後においては、住宅の確保、応急家財の支給、厚生資金の貸付、就職のあつ旋などを行なつてきている。なお、このほか、三二年から、「引揚者給付金等支給法」により、引揚者や外地で死亡した者の遺族などに、引揚者給付金(終戦時の年齢区分により、最高二万八、〇〇〇円から最低一万七、〇〇〇円までとなつてゐる。)、遺族給付金(終戦時の年齢区分により、外地死亡者の遺族は二万八、〇〇〇円または一万五、〇〇〇円、引揚げ後死亡した者の遺族には、最高二万八、〇〇〇円から最低七、〇〇〇円までとなつてゐる。)が支給されており、これら給付金(国庫債券)の支給予定者三三七万八、〇〇〇人のうち、三五年九月末現在で約三〇〇万人の認定を完了した。この引揚者給付金と遺族給付金を受ける権利の時効の期間は、三年となつていたのであるが、提出資料の収集などに相当の困難があつたため、時効の日までに請求が間に合わない事態が予想されるに至つたので、三五年五月、第三四回国会において、「引揚者給付金等支給法」の一部が改正され、前述の時効の期間は、三年から四年に延長されることになつた。また、この引揚者給付金の国債は、一〇年償還となつてゐるが、三二年度からは、引揚者国債を担保とする生業資金の貸付が行なわれるようになり、さらに三四年四月から、被保護者、生活困窮者、台風などの被害によるり災者に対して引揚者国債の買上償還を行なつて

いる。生業資金の貸付金額は、三五年九月末現在で約五七億七、〇〇〇万円に達しており、買上償還額は、三五年九月末現在で約二五億五、〇〇〇万円になっている。

---

---

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第八節 引揚者・未帰還者・戦争犠牲者の援護

##### 二 未帰還者の問題

大きな集団引揚げが一応一段落した昭和二五年末までの未帰還者は、約三〇万人を数えていたが、その後調査究明による死亡の確認と二八年以降再開した集団引揚げなどによつて、未帰還者の数は毎年減少し、三五年七月一日現在における氏名の明らかな未帰還者の数は、二万五、四六一人(ソビエト四、一三〇人、中共一万八、四〇七人、北朝鮮一、三八四人、南方諸地域一、五四〇人)となつている。これら未帰還者のうち、帰還者から提供された情報、現地からの来信状況、在外公館の調査などから総合した推定生存者数は、約七、〇〇〇人であるが、国際結婚した者などもあつて、帰国希望者は、四〇〇人ないし五〇〇人にすぎないと推定されている。すなわち、ソビエトの生存者は、樺太を含めて七〇〇人ないし八〇〇人で、帰国希望者は二〇〇人と推定され、中共においては、生存者六、〇〇〇人のうち、帰国希望者は二〇〇人ないし三〇〇人と思われる。また、北朝鮮の推定生存者は一五〇人であり、南方諸地域には、未帰還者のうち生存を推定される者はほとんどない。なお、三五年五月二八日、グアム島から二人の未復員者が帰還したが、関係各国、在外公館などを通ずる調査によれば、他の南方諸地域におけるこの種の残留者に関する確実な情報はない。

以上述べたように、約二万六、〇〇〇人にのぼる未帰還者のうち、現在、なお生存していると推定される者は、約七、〇〇〇人で、しかも、二八年以降生存資料のあつた者は、約四、三〇〇人にすぎず、大多数は、終戦直後の混乱期に消息を絶ち、種々の調査究明にもかかわらず、その状況を明らかにできない人々であり、生存の期待はもてない者である。三四年四月から施行された「未帰還者に関する特別措置法」は、これら生存の期待もてない未帰還者について、厚生大臣(実際にはその委任を受けた都道府県知事)が戦時死亡宣告(失踪宣告)を請求することができるみちをひらくことなどにより、これら未帰還者問題の解決をはかろうとしたものである。この法律による戦時死亡宣告を、家庭裁判所に申し立てるに際しては、事前に、その未帰還者の留守家族の同意を得て行なうことになつており、慎重に事務を進めているが、三五年九月末現在、申立件数(累計)は四、八八三件(未復員者二、八二七件、一般邦人二、〇五六件)で、うち戦時死亡宣告確定件数は一、七九二件(未復員者一、〇七四件、一般邦人七一八件)となつている。また、戦時死亡宣告を受けた未帰還者の留守家族に対しては、弔慰料(三万円または二万円)が支給されるほか遺族年金や公務扶助料など(戦時死亡宣告を受けた未帰還者は、原則として公務死亡とみなされる。)が支給される。なお、留守家族に対しては、「未帰還者留守家族等援護法」によつて留守家族手当が支給されているが、その支給件数は、三五年九月末現在で約六、九〇〇件である。

最後に、「未帰還者留守家族等援護法」は、三五年七月、第三四回国会において改正され、未帰還者が帰還した場合に、必要な者に行なう療養の給付の制度について改善が行なわれ、療養の給付の対象者の範囲を拡大し、療養の給付の期間をさらに二年延長するとともに、入院の食費に付せられていた一部負担が廃止されるに至つた。

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第八節 引揚者・未帰還者・戦争犠牲者の援護

##### 三 戦傷病者・戦没者遺族の援護

公務上傷病を受けた軍人、軍属、準軍属と公務上死亡したこれらの者の遺族に対する援護の措置としては、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が昭和二七年に制定され、(1)公務上負傷し、または疾病にかかり不具廃疾となつた者に対しては、障害年金または障害一時金の支給と更生医療の給付、補装具の支給、国立保養所への収容、(2)公務上の傷病により死亡した者の遺族に対しては遺族年金、遺族給与金の支給などが行なわれ、さらに、恩給法は二八年に改正され、いわゆる軍人恩給が復活し、恩給法によつても国の処遇が講ぜられるに至つた。そして、両法とも、その後数次の改正が行なわれて、年金額の引上げ、年金・弔慰金の支給対象の拡大、公務傷病の範囲の拡大などの措置が講ぜられ、臨時恩給等調査会の内閣総理大臣に対する報告に基づく三三年の両法の改正を最後として、大幅な改正は、ほぼ終わったものと見られているが、なお、法の規定する諸制限の緩和、法の対象に含まれていない者に対する適切な対策を望む声がある。

三五年度における国の予算額は、遺族等援護費七九億五、五〇〇万円、軍人恩給費一、〇四〇億二、七〇〇万円、計一、二九億八、二〇〇万円となつており、このほか弔慰金として発行された遺族国庫債券の元利金支払のための経費として、一三〇億八、四〇〇万円が計上されている。なお、三四年度から、引揚者給付金の場合と同様に、台風などの被害によるり災者に対して、弔慰金として支給された遺族国債の買上償還を行なつており、三五年九月末現在の買上償還額は、約九、五〇〇万円となつている。

## 第二部 各論

### 第三章 社会福祉

#### 第八節 引揚者・未帰還者・戦争犠牲者の援護

##### 四 在日朝鮮人の帰還問題

最後に、引揚者問題とは別に、在日朝鮮人の帰還問題についてふれておこう。在日朝鮮人の北朝鮮帰還は、昭和三四年八月、厚生、外務両大臣から依頼を受けた日本赤十字社と北朝鮮赤十字会との間に帰還協定の調印が行なわれ、実施されるに至った。その実施にあつての基本的原則は、第一に、帰還希望意思の確認があげられる。すなわち、あくまでも個人の自由意思を尊重する人道的な措置ということである。第二は、赤十字国際委員会の介入によるということである。すなわち、帰還問題が人道的原則にのつとつた公平なものであることを保証するために、日本赤十字社は、赤十字国際委員会に必要で適当な措置をとることを依頼したものである。第三は、帰還業務の中立性ということであり、帰還申請一現地出発一輸送一赤十字センター一乗船という一連の業務は、すべて政治的中立性を保持している日本赤十字社で運営されるのである。

ここで、帰還業務の実績を見ると、三四年一二月一四日に帰還第一次船が新潟港から出港後、三五年一月一日同港出港の第四六次船までに、一万二、二一七世帯、四万七、九八七人が帰還した(第八八表参照)。この帰還者に対しては、居住地を出発してから新潟に至るまでの鉄道運賃、荷物運賃(一人当り六〇キログラムまで)は、国庫で負担され、さらに車中における弁当の支給と応急医療、新潟における乗船までの間の宿泊、給食、応急医療などもすべて国庫負担によつて行なわれている。

第88表 在日朝鮮人の月別帰還状況

	帰還状況	
	世帯数	帰還人員
34年12月	778	2,942
35 1	720	2,995
2	925	4,056
3	1,005	4,079
4	1,357	5,356
5	1,097	4,284
6	1,094	4,354
7	1,442	5,326
8	1,096	4,129
9	1,065	4,081
10	1,126	4,341
11	512	2,044
合計	12,217	47,987

厚生省引揚援護局調

なお、三四年八月の帰還協定は、三五年一月一二日で失効するので、その延長についての日朝両赤十字会談が三五年八月二五日から新潟において行なわれ、一時決裂状態となつたが、その後北朝鮮側が歩みよりに見せ、国内でも人道的見地から円満解決を望む声が高まり、結局一〇月二七日に、帰還協定をそのまま一年間延長し、さらに一一月二四日に、帰還業務の促進について日朝両赤十字間に合

意を見た。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*